

指定訪問看護
指定介護予防訪問看護
重要事項説明書

目次

- 1 事業所概要
- 2 サービス内容について
- 3 対象者
- 4 利用料
- 5 緊急時の対応について
- 6 プライバシー保護について
- 7 苦情処理について
- 8 契約について

料金表 (医療保険・介護保険)

株式会社HMK
こづる訪問看護ステーション

1 事業所概要

事業者名

株式会社HMC K

代表取締役 大須賀 等

所在地

〒311-3107

茨城県東茨城郡茨城町小鶴 127-1

TEL 029-291-0055

FAX 029-291-1456

事業所名

株式会社HMC K

こづる訪問看護ステーション

所在地

〒311-3107

茨城県東茨城郡茨城町小鶴 127-1

TEL 029-291-1220

FAX 029-291-1456

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問看護をすることを目的とする。

運営方針

当ステーションの看護師等は、ご利用者が可能な限りご自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指します。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

職員の職種 及び員数

看護職員 看護師（管理者） 1名（常勤 管理者と兼務）

看護師 10名（常勤8名 非常勤2名）

作業療法士 2名（常勤2名）

理学療法士 3名（常勤3名）

言語聴覚士 1名（非常勤1名）

営業日及び営業時間

月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

休日 土日・祝日・お盆(8月 13 日から 15 日まで)及び年末年始(12月 29 日から 1月 3 日まで) 但し、土日・祝日・夜間・早朝は緊急時及び医師の指示がある場合は対応いたします。又 電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制をとっております。

TEL 029-291-1220

通常の事業実施地域

茨城町・水戸市・大洗町・鉾田市・小美玉市・笠間市

(緊急対応可能な地域としているため地域により御相談ください)

2 サービス内容について

ご自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように看護師が訪問し必要な処置や在宅療養の援助を行います。

- ① 病状 障害の観察
- ② 清拭 洗髪 入浴等による清潔の保持
- ③ 食事や排泄等の日常生活上の世話
- ④ 床ずれの予防 処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

3 対象者

介護保険による訪問看護

要介護者など介護保険の被保険者で主治医が訪問看護の必要性を認めた方

医療保険による訪問看護

厚生大臣が定める疾患の方・介護保険の要介護認定で非該当又は認定を受けていない方

64 歳までの医療保険加入者で 主治医が訪問看護の必要性を認めた方

介護保険利用者で病状増悪のため 主治医が医療保険での訪問看護を指示した期間

4 利用料

利用者は、訪問看護ステーション 料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料を支払うものとします。

又 診療報酬改定等により料金が変更になる事があります。その際はお知らせいたします。

利用料金の支払い方法

① 利用者の指定口座から、自動振替の場合

利用料は1ヵ月単位とし、当該月の利用料は、翌月の月末日に利用者が指定する口座から毎月振替えます。

（月末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日となります）

② 現金払いの場合

利用料は1ヵ月単位とし、当月分を翌月中旬までにご請求させていただきます。

訪問時に集金し、領収書を発行致します。

5 緊急時の対応について

当ステーションは24時間365日対応できる体制をとっています。

体調不良時はいつでも下記にご連絡下さい。

こづる訪問看護ステーション TEL 029-291-1220

訪問看護実施中に、利用者の病状が急変又は緊急事態が生じた時は、速やかに主治医と連絡をとり適切な処置を行います。又 しかるべき処置を行った場合は、速やかに管理者及び主治医に報告いたします。

6 プライバシー保護について

- ① 個人の人格尊重の理念のもとに 個人情報を慎重に取り扱います。
- ② 個人情報を適正かつ適切な方法で取得します。
- ③ 個人情報を安全で正確な管理に努めます。
- ④ ご利用者様の要求に応じ 情報を開示いたします。
- ⑤ 訪問看護の実施において、必要時主治医、ケアマネジャー、他サービス事業者等と療養に必要な情報の交換を行うことがあります。

*サービス担当者会議においては、個人情報を用いる場合があります。

7 苦情処理について

ご利用者様またはご利用者様のご家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも苦情を申し立てることができます。

苦情申し立て窓口は下記の通りです。

こづる訪問看護ステーション 管理者 藤枝 奈央 TEL 029-291-1220

茨城町役場 介護保険係

TEL 029-292-1111

茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課

TEL 029-301-1565

8 契約について

重要事項説明書に同意いただいた後、ご利用者と当事業所の間で「訪問看護契約書」により契約を結び、訪問看護開始となります。

* ご利用にあたってのお願い

ご利用にあたって、保険証や医療受給者証・介護保険証を確認させていただきます。

当ステーションは、看護学生及び看護協会等の研修の実習を受け入れておりますので、研修生を同行する場合がございます。

当ステーションは、24時間体制をとり24時間365日緊急時に対応しております。そのため、緊急訪問や他のご利用者様の体調により訪問時間が若干遅れることもございます。遅れる時は、必ずご連絡いたしますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による指定訪問看護(訪問リハビリ)は、看護業務の一環として行われるものであるため、定期的な看護師の訪問が必要になります。

料金表

令和6年8月1日現在

医療保険による訪問看護

(1割負担の場合)

1回の訪問料金

毎月初回 555円+交通費/回

週3日目まで 855円+交通費/回

週4日目以降 955円+交通費/回

1日2回訪問した場合 450円加算+交通費

1日3回訪問した場合 800円加算+交通費

訪問看護管理療養費 (安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションへの評価)

要件を満たした月により料金が変わります。

機能強化型訪問看護管理療養費1 月額 1323円

機能強化型訪問看護管理療養費2 月額 1003円

機能強化型訪問看護管理療養費3 月額 870円

その他 月額 767円

24時間対応体制加算 月額 680円

(24時間安心して過ごせるように、緊急訪問を受けることができるサービスです。)

特別管理加算I (カテーテル等を付けている方等) 月額 500円

特別管理加算II (医療器具の使用 重度の褥瘡 点滴注射をしている方) 月額 250円

訪問看護基本療養費III (外泊中の訪問した場合) 850円

退院時共同指導加算 (入院・入所中の方に退院指導した場合) 800円

*特別管理指導加算 (退院時共同指導時 特別な指導が必要な方) 200円

退院支援指導加算 (退院当日に訪問した場合) 600円

緊急訪問看護加算 (主治医からの依頼で緊急訪問を行った場合)

月14日目まで 265円 月15日目以降 200円

在宅患者緊急時等カンファレンス加算 200円

在宅患者連携指導加算 300円

看護・介護職員連携強化加算 (介護職員との連携) 250円

長時間訪問看護加算 (90分以上の訪問を行った場合) 520円

複数名訪問看護加算 (複数で訪問した場合) 450円

ベースアップ評価料 (I) 78円

乳幼児加算 厚生労働大臣が定める者 1800円/日 前記以外の場合 1300円/日

情報提供料 150円 (市町村・学校・保険医療機関に入院入所時等)

時間外割増料金 夜間 早朝 (18時~22時、6時~8時) 210円

深夜 (22時~6時) 420円

ターミナルケア療養費 (在宅で終末期を過ごされた方) 2,500円

交通費 事業所から片道概ね15km未満 100円/回

事業所から片道概ね15km以上 200円/回

介護保険による訪問看護

(1割負担の場合)

看護師の訪問 () 内は要支援の方 (*サービス提供体制強化加算 6円/回)

20分未満 314円/回 (303円/回)

30分未満 471円/回 (451円/回)

30分～1時間未満 823円/回 (794円/回)

1時間～1時間30分 1128円/回 (1090円/回)

理学療法士・作業療法士等の訪問 (*サービス提供体制強化加算 6円/20分)

20分 294円/回 (284円/回)

40分 588円/回 (568円/回)

60分 795円/回 (426円/回)

*看護体制強化加算I 月額550円 (月額100円)

看護体制強化加算II 月額200円 (月額100円)

(充実したサービス提供体制事業所への評価に対する加算) 算定要件を満たした月のみ算定

*緊急時訪問看護加算I 月額600円

(24時間安心して過ごせるよう、緊急訪問を受けることができるサービスです)

*特別管理加算I (カテーテル等を付けている方等) 月額500円

*特別管理加算II (医療器具の使用 重度の褥瘡 点滴注射をしている方等)

月額250円

初回加算 (新規利用時) 退院当日 (I) 350円/月 翌日以降 (II) 300円/月

退院時共同指導加算 (入院・入所中の方に退院指導した場合) 600円

看護介護職員連携強化加算 (訪問介護事業所との連携) 250円

長時間訪問看護加算 (特別管理加算等の対象者に対して、1回の訪問時間が)

1時間30分を超える訪問看護を行なった場合) プラス300円

複数名訪問加算

(一人で看護を行なうことが困難で複数で訪問看護を行なった場)

30分未満プラス254円 30分以上プラス402円

*ターミナルケア加算 (在宅で終末期を過ごされた方) 2500円

時間外割増料金 夜間 早朝 (18時～22時、6時～8時) 25%増

深夜 (22時～6時) 50%増

交通費 通常の実施地域内でのご利用の場合 交通費は頂いておりません。

実施地域を越えた所から片道概ね15km未満 300円/回

実施地域を超えた所から片道概ね15km以上 500円/回

* (サービス提供体制強化加算・緊急時訪問看護加算・特別管理加算・ターミナル加算は、区分限度額外になります。)

指定訪問看護および指定介護予防訪問看護重要事項説明 同意書

当事業所は、重要事項説明書に基づいて、サービスの概要及び重要事項を説明致しました。

訪問看護サービス計画は、利用者の希望を基礎として作成いたします。

訪問看護を実施するに当たり、主治医との連携を図ります。

サービス担当者会議において、個人情報を適切に用います。

令和 年 月 日

事業者 住所 東茨城郡茨城町小鶴 127-1

事業者名 株式会社HMC K

代表取締役 大須賀 等 印

事業所名 こづる訪問看護ステーション

管理者 藤枝 奈央 印

説明担当者 印

私は、訪問看護重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受け、こづる訪問看護ステーションよりサービス提供を受けること及びそのサービスに対する所定の利用料(料金表に基づく)を支払う事に対して同意いたします。また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

令和 年 月 日

御利用者 住所 _____

氏名 _____

家族(代理人) 住所 _____

氏名 _____

緊急連絡先 TEL